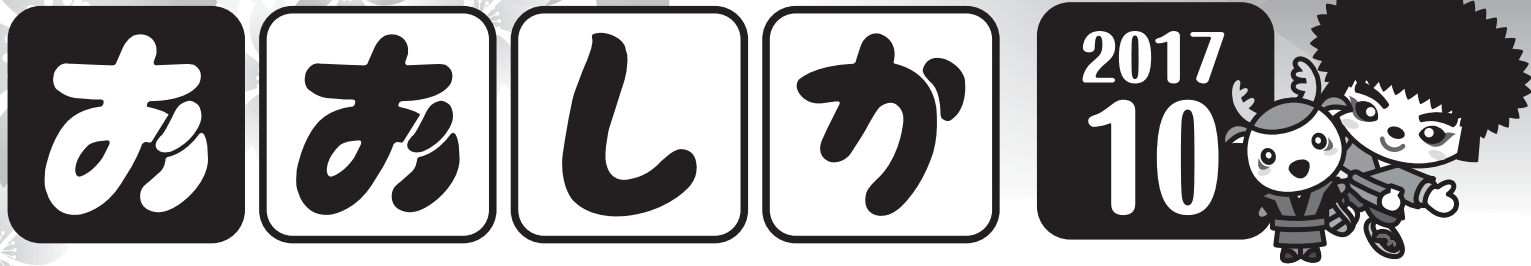




南アルプスと歌舞伎の里

広報おしらせ版 No.251



〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原354 ホームページアドレス <http://www.vill.ooshika.nagano.jp> 電子メールアドレス info@vill.ooshika.lg.jp
人口 1,041人(±0) / 男 500人(+1) / 女 541人(-1) / 世帯数 507戸(+2) 平成29年10月1日現在 ※()内は前月比

平成28年度 大鹿村の決算を公表します

平成28年度の一般会計及び特別会計の決算が9月定例会で認定されました。
一般会計の決算額は、歳入が24億9,734万円、歳出が24億1,171万円で、前年度と比較して歳入で3,228万円(1.3%)、歳出で8,193万円(3.5%)それぞれ増加しました。歳入歳出差引額は8,563万円で、そのうち平成29年度へ繰り越す2,070万円を除いた実質収支額は6,493万円となりました。

歳入 歳入では、地方交付税が総額で4,702万円減額し、総額で12億4,930万円となりましたが、基金の繰入が5,826万円増額し、総額で1億4,050万円となっています。
歳入総額の内、村の自主財源は、村税を中心5億6,537万円余りで全体の22.6%しかなく、残りの77.4%は地方交付税を中心にした依存財源に頼っています。これらは今後の国の施策に左右され、今後も厳しい歳入状況が続くと思われます。

●歳入額増減の主な要因 (単位：万円)

項目	増減額	要因
村税	424	法人村民税のうち法人税割の増
地方交付税	△ 4,702	算定経費のうち地域経済・雇用対策費の減
繰入金	5,826	高齢者福祉基金繰入の増
諸収入	△ 3,048	再生可能エネルギー支援対策補助金の減
村債	1,040	過疎対策事業債等借入額の増

●村税の内訳 (単位：万円)

税目	収入額
村民税	3,457
固定資産税	14,105
軽自動車税	466
村たばこ税	224
入湯税	35

歳出 民生費において、福祉施設増改築事業で3億2,705万円、福祉施設沈下対策事業で1,914万円が主な増額要因となっています。衛生費では、水道特別会計への繰出が前年度と比較して1,090万円増加しています。農林水産業費では、林道の改良・維持・修繕工事が3,190万円増額しており、主な増額要因となっています。教育費については小・中学校体育館天井耐震化事業、小・中学校パソコン更新事業が終了したため総額で1億554万円減額となっています。

村債(借金)の返済額にあたる公債費は、前年度と比較して2,222万円減少しています。
諸支出金については、基金への積立となっており、公共施設等整備基金へ1億1,153万円、歌舞伎伝承基金へ3,936万円それぞれ積立しました。

今後も、財政の健全化を確保しながら、行政課題に対応できる効率的な財政運営を進めてまいります。

平成28年度 決算

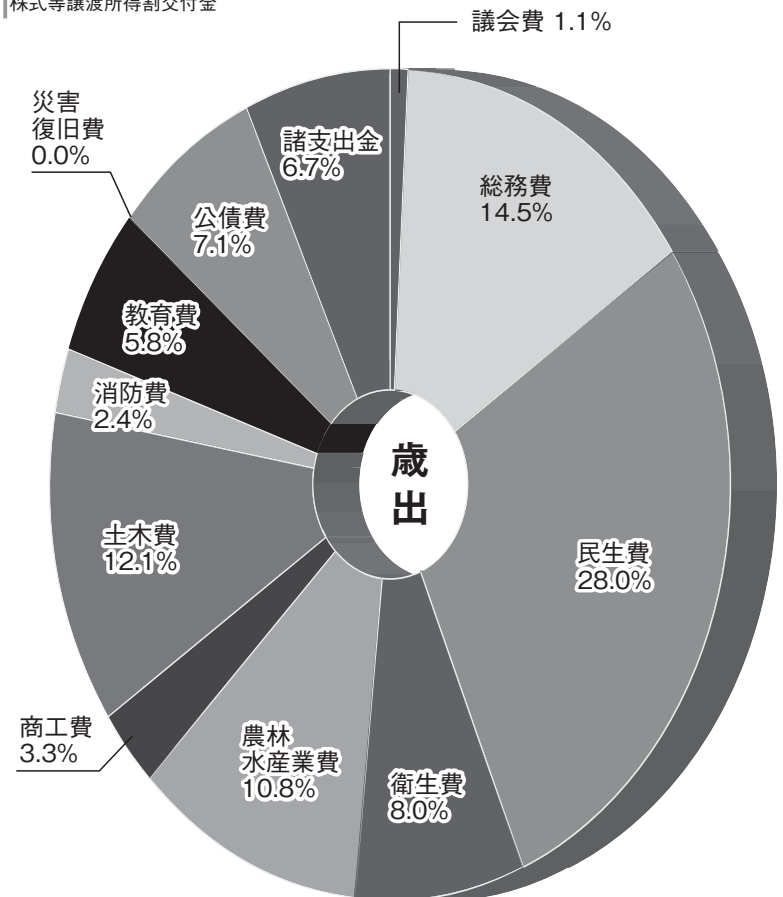
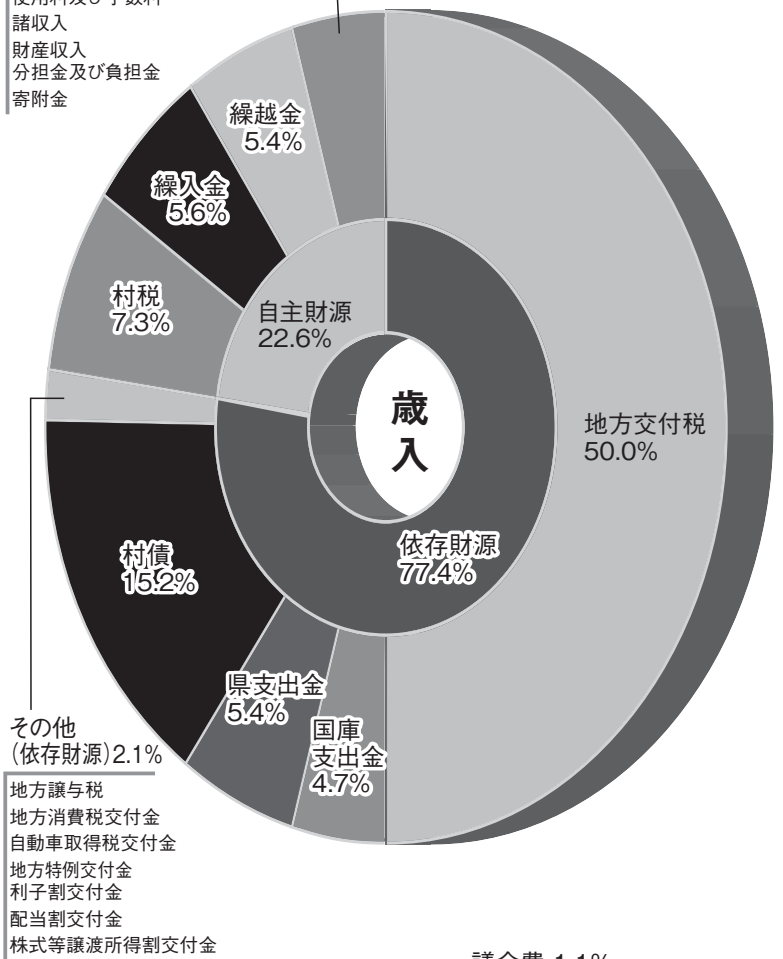
(単位：万円)

歳入	決算額		前年度対比	
	28年度	27年度	比較	前年度比
村税	18,287	17,863	424	2.4%
地方譲与税	2,476	2,502	△26	△1.0%
利子割交付金	6	10	△4	△40.0%
配当割交付金	19	28	△9	△32.1%
株式等譲渡所得割交付金	11	28	△17	△60.7%
地方消費税交付金	1,936	2,242	△306	△13.6%
自動車取得税交付金	442	466	△24	△5.2%
地方特例交付金	7	7		0.0%
地方交付税	124,930	129,632	△4,702	△3.6%
分担金及び負担金	105	224	△119	△53.1%
使用料及び手数料	3,826	3,690	136	3.7%
国庫支出金	11,856	13,450	△1,594	△11.9%
県支出金	13,474	12,393	1,081	8.7%
財産収入	1,409	1,135	274	24.1%
寄附金	1,337	628	709	112.9%
繰入金	14,050	8,224	5,826	70.8%
繰越金	13,528	9,941	3,587	36.1%
諸収入	3,995	7,043	△3,048	△43.3%
村債	38,040	37,000	1,040	2.8%
計	249,734	246,506	3,228	1.3%

歳出	決算額		前年度対比	
	28年度	27年度	比較	前年度比
議会費	2,704	2,938	△234	△8.0%
総務費	34,903	35,624	△721	△2.0%
民生費	67,579	49,729	17,850	35.9%
衛生費	19,380	18,358	1,022	5.6%
農林水産業費	26,165	23,998	2,167	9.0%
商工費	7,954	5,926	2,028	34.2%
土木費	29,206	32,860	△3,654	△11.1%
消防費	5,806	8,758	△2,952	△33.7%
教育費	14,058	24,612	△10,554	△42.9%
災害復旧費	92	0	92	0.0%
公債費	17,194	19,416	△2,222	△11.4%
諸支出金	16,130	10,759	5,371	49.9%
計	241,171	232,978	8,193	3.5%

その他
(自主財源) 4.3%

使用料及び手数料
諸収入
財産収入
分担金及び負担金
寄附金



平成28年度に実施した主な事業

村では第四次総合振興計画を策定し、重点施策の実現に向けた主要施策を掲げ、28年度事業を行いました。

(単位：万円)

施策名	事業名	決算額	施策名	事業名	決算額
①人づくりと地域活力の維持	村外通勤費補助	408	③安全・安心・快適な地域の維持	ごみ収集運搬処理経費	1,635
	児童手当	1,188		農地維持・農道改良事業(黒川線・中峰田本線他)	1,464
	出産祝金	135		林道整備事業(中峰黒川線・鳥倉線他)	12,500
	結婚祝金	5		村道維持費(赤石線、上市場線他)	1,782
	看護師等修学資金貸付金	150		村道改良事業(沢井線、中洞線、沢戸線他)	6,043
	文満団地建設事業	16,237		河川維持経費(大沢他)	701
	山村留学用住宅改修事業	593		広域消防負担金	3,456
	美しい村づくり交付金	9,723		非常備消防経費(消防団等)	1,289
②自然環境の保全と伝統文化の継承	空家対策補助金	160		消防施設等経費	903
	有害鳥獣対策関係経費	1,505		商工振興事業補助	535
	中山間地域直接支払事業	375	産業振興と人材育成の拠点整備負担金	2,700	
	森林造成事業(間伐、枝打ち、作業道整備等)	3,898	観光施設整備・修繕	1,280	
	私有林造林事業補助	34	中央構造線博物館等文化施設管理運営経費	1,273	
③安全・安心・快適な地域の維持	廃止代替バス運行補助金	1,936	④地域再生・活気づくり	北川露頭トイレ建設事業	778
	福祉施設増改築事業	32,705		福德寺トイレ建設事業	713
	予防事業(予防接種、検診、指導等)	684		公債費	17,194
	合併浄化槽設置・管理費補助	598		基金費	16,130
	し尿処理経費	1,168			

特別会計

特別会計の歳入総額は、5億7,880万円(前年度比△1.6%)となっており、歳出総額は5億4,664万円(前年度比△6.5%)となりました。実質収支については541万円となっており、全会計で黒字決算となりました。

(単位：万円)

会計	歳入	歳出	差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支
国民健康保険特別会計	18,640	18,194	446	0	446

歳入は前年度比0.8%増(147万円)の総額1億8,640万円となりました。国補助金の療養給付費等負担金は1,048万円の減額となりましたが、前期高齢者交付金が2,003万円の増額となりました。

歳出は、前年並み(3万円増)の総額1億8,194万円となりました。

被保険者1人当たり医療費は、速報値で長野県平均が33万7,325円となっており、本村では26万1,943円(前年度28万6,74円)で、低い方から数えて77市町村中7位(前年度9位)となっており、療養給付費が945万円の減額となりました。

また、基金へ1,500万円積立を行い、基金残高は1億1,935万円となっています。

会計	歳入	歳出	差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支
村立診療所特別会計	9,667	9,598	69	0	69

歳入は前年度比14.5%減(△1,642万円)の総額9,667万円となりました。診療報酬が前年度より1,737万円減額になったことが要因となっています。

歳出は前年度比15.5%減(△1,707万円)の総額9,598万円となりました。医薬品代1,299万円減額になったことが要因となっています。

会計	歳入	歳出	差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支
村営水道特別会計	10,838	8,147	2,691	2,675	16

歳入は前年度比10.4%増(1,022万円)の総額1億838万円となりました。簡易水道事業の統合による認可変更と、大河原配水池改良事業等の実施により、一般会計からの繰入金が前年度より1,090万円増額になり、総額で8,841万円となりました。

大河原配水池改良事業などは、継続事業として2,675万円繰越したため、歳出は前年度比16.9%減(△1,658万円)の総額8,147万円となりました。繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は16万円となっています。

給水人口は前年度より5人減の936人となり、普及率は88.9%となっています。

会計	歳入	歳出	差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支
介護保険特別会計	16,762	16,752	10	0	10

歳入は前年度比2.7%減(△458万円)の総額1億6,762万円となりました。国庫負担金のうち、介護給付費負担金が151万円、前年度繰越金が233万円減額となったことが大きな要因となります。

歳出は、前年度比2.3%減(△390万円)の総額1億6,752万円となりました。介護サービス給付費が1,383万円減額になった一方、地域密着型介護サービス給付費が588万円増額となりました。

基金に300万円積立てたことにより、基金残高は501万円となっています。

会計	歳入	歳出	差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支
後期高齢者医療特別会計	1,973	1,973	0	0	0

歳入歳出ともに1.0%減(△20万円)の1,973万円となりました。

被保険者数は、平成28年度末で331人となっており、前年度末と比較して16人の減となりました。また、1人当たりの医療費は、長野県平均が79万3,680円となっており、本村では73万2,818円(前年度89万7,823円)で、低い方から数えて、77市町村中13位(前年度74位)となっています。

下伊那北部5町村

平成28年度決算の財政状況等を公開します

項 目		大鹿村	松川町	高森町	喬木村	豊丘村
人 口 (H29.1.1住民基本台帳)		1,064人	13,549人	13,245人	6,556人	6,820人
世 帯 数 (//)		513世帯	4,640世帯	4,360世帯	2,166世帯	2,132世帯
面 積		248.28km ²	72.79km ²	45.36km ²	66.61km ²	76.79km ²
65歳以上の人口割合(H29.1.1住民基本台帳)		47.7%	31.3%	30.0%	33.3%	31.0%
H28年度 普通会計歳出決算額	1人当り	227万円	48万円	53万円	67万円	60万円
	決算総額	24億1,171万円	64億5,129万円	70億4,308万円	43億7,210万円	41億896万円
普通会計収入額に占める、地方交付税の割合		50.0%	35.4%	29.7%	38.5%	35.0%
標 準 財 政 規 模		13億8,312万円	40億9,941万円	39億5,468万円	24億4,973万円	25億5,831万円
財 政 力 指 数		0.138	0.380	0.403	0.246	0.290
経 常 収 支 比 率		69.8%	83.1%	88.0%	81.2%	74.1%
普通会計の基金 (積立金) 残高	1人当り	271万円	19万円	9万円	56万円	34万円
	積立金総額	28億8,271万円	25億7,616万円	11億6,585万円	36億7,104万円	23億3,209万円
普通会計の借金 (地方債) 残高	1人当り	154万円	31万円	47万円	39万円	50万円
	借金総額	16億3,936万円	42億3,807万円	62億8,913万円	25億4,199万円	33億9,762万円
職員数(H29.4.1現在) ※特別会計・企業会計を含む全 会計の職員数。嘱託等臨時職 員を含み、特別職は除く。	総 人 数	56人	218人	217人	142人	128人
	うち正規職員	42人	118人	99人	71人	70人
	人口千人当り	52.6人	16.0人	16.4人	21.7人	18.8人

※各指標の「住民一人あたり」数値は、H29.1.1住民基本台帳人口を用いた。

■各種財政指標の説明

標準財政規模 数値が高いほど標準的な一般財源の規模が大きい

普通会計のうち、標準的な一般財源の規模を示すもので、毎年経常的に収入が見込まれる標準的収入額(計算の方法は概ね、「町村税」+「地方譲与税等」+「普通交付税」)

★県内町村平均； 30億2,766万円 / 県内市町村平均； 78億8,955万円 (平成27年度決算数値)

財政力指数 数値が高いほど財政力が強い

自治体の財政基盤の強弱を示す数値で、標準的な行政運営に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表すものです。この数値が「1」に近いほど、町村の行政運営を町村税で賄えているということで、反対にこの数値が低いほど地方交付税に依存していることとなります。

★県内町村平均； 0.33 / 県内市町村平均； 0.39 (平成27年度決算数値)

経常収支比率 数値が高いほど財政構造が硬直化している

経常一般財源(毎年連続して経常的に入ってくる財源の中で、町村税や交付税などその用途が特定されず自由に使える財源)総額のうち、経常経費(人件費、扶助費、公債費など義務的性格の経常経費)に充当された部分の割合を示します。自治体の財政運営の弾力性を測る指標です。

★県内町村平均； 77.3% / 県内市町村平均； 83.5% (平成27年度決算数値)

財政健全化判断比率の状況について

国は、現行の地方財政再建促進特別措置法では、一般会計の赤字を対象にした指標があるだけで、公営企業会計や観光事業会計などに膨大な赤字を抱えている県や市町村等の地方公共団体の財政悪化を早期発見できない構造的欠陥があることから、制度自体を抜本的に見直すこととなり、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」を公布しました。

この法律は、財政の悪化状況を見極める四つの健全化判断指標（健全化判断比率）を導入して自治体の財政状況を全体的に把握し、これまで対象にしてこなかった国民健康保険をはじめとする事業会計や上下水道事業等の公営企業会計、更には第三セクターの不良債務などもチェック対象とするなど、自治体財政への監視基準を強化することで、財政危機の早期発見と健全化を促し、財政悪化による住民生活への影響を最小限に止めることを狙っています。

平成28年度決算に基づく財政健全化に係る各指標の内容を、下伊那北部5町村と対比しながらお知らせします。

財政健全化の指標	大鹿村	松川町	高森町	喬木村	豊丘村
実質赤字比率(A)	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率(B)	—	—	—	—	—
実質公債費比率(C)	3.4%	7.2%	15.0%	7.6%	4.9%
将来負担比率(D)	— (▲237.2%)	— (▲43.4%)	118.4%	— (▲117.6%)	— (▲21.4%)

(該当しない場合は「—」にて表示)

■健全化判断比率（4指標）の説明

実質赤字比率(A)：【早期健全化基準（イエローカード）15%、財政再生基準（レッドカード）20%】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の決算額が、黒字の場合はマイナス比率となり、赤字比率は「該当なし」となります。

連結実質赤字比率(B)：【早期健全化基準（イエローカード）20%、財政再生基準（レッドカード）40%】

一般会計や国民健康保険等の事業会計、上下水道等の公営企業会計並びに第三セクターへの負担等全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、全会計等の決算額が、黒字の場合はマイナス比率となり、赤字比率は「該当なし」となります。

実質公債費比率(C)：【早期健全化基準（イエローカード）25%、財政再生基準（レッドカード）35%】

標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計並びに第三セクターへの負担等全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）がどれくらいの比率であるかを表し、この数値が高いほど公債費（借金返済金）の割合が高く、財政を圧迫していることとなります。

大鹿村は、公債費の減少により、前年度に比べ0.9%低下しています。

将来負担比率(D)：【早期健全化基準（イエローカード）350%】

一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計並びに第三セクターへの負担等を含む）の標準財政規模（補正值）に対する比率で、将来負担額より基金（貯金）等充当可能な財源が多いと、この比率はマイナス表示となります。

大鹿村人事行政の運営等

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)		備考
		27年	28年	29年	28年	29年	
総務	務	8	7	7	-1	0	
税務	務	2	2	2	0	0	
農林	林	6	7	7	1	0	
商工	工	1	1	1	0	0	
土木	木	2	2	2	0	0	
小計		19	19	19	0	0	
民生	生	7	7	7	0	0	
衛生	生	3	4	4	1	0	
小計		10	11	11	1	0	
教育	育	3	3	3	0	0	
小計		3	3	3	0	0	
一般行政計		32	33	33	1	0	
水道	道	1	1	1	0	0	
診療所	所	4	5	3	1	-2	
その他	他	2	2	2	0	0	
小計		7	8	6	1	-2	
合計		39	41	39	2	-2	

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

②一般行政職の級別職員数の状況

(平成29年現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補 主事	主任 主査	係長 主幹	課長 課長補佐	副参事	参事	
職員数	10人	5人	6人	11人	1人		33人
構成比	30%	15%	18%	33%	3%	0%	100%

2. 職員の給与の状況

①人件費の状況 普通会計決算 決算額

区分	住民基本台帳人口(人)	歳出額 A(千円)	人件費 B(千円)	人件費率 B/A(%)
28年度	1,053	2,411,709	293,329	12.2%
27年度	1,054	2,329,780	285,733	12.3%

②職員給与費の状況 普通会計一般職員 予算額

区分	職員数(人)	給与(千円)		
		給料	職員手当	計
29年度	33	121,459	47,265	168,724
28年度	33	119,887	43,504	163,391

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成29年4月現在)

区分	平均給料月額	平均年齢	
一般行政職	大鹿村	297,694円	40.7歳

④特別職の報酬等の状況 (平成29年4月現在)

区分	給料	報酬
村長	600,000円 (570,000円)	議長 233,000円
副村長	538,000円 (511,000円)	副議長 161,000円
教育長	472,000円 (458,000円)	委員長 148,000円
		議員 135,000円

上段：条例で定められた月額
下段：平成29年度1年間の月額

3. 職員の勤務時間その他の勤務状況

①職員の勤務時間と休日 (平成29年4月現在)

一週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土・日曜日

②年次有給休暇の状況 (平成28年実績)

総付与日数	総使用日数	職員数	1人当たり平均使用日数	消化率
1,510	339	41	8.3	23%

4. 職員の分限及び懲戒処分

該当無し

5. 職員のサービスの状況

特記事項無し

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	団体等
加入保険制度	長野県市町村職員共済組合
福利厚生	長野県市町村互助会 大鹿村職員等親睦会

7. 公平委員会報告事項

勤務条件に関する措置要求 要求無し
不利益処分に関する不服申し立て 申し立て無し



お知らせ

大鹿村消防本部からのお知らせ 防火水槽や消火栓について

消火栓や防火水槽は消火活動に絶対不可欠のできない施設です。また、消水利として指定しているプールなども消火活動に使用することがあります。これらの消水利の周辺は、道路交通法で駐車が禁止されており、違法な駐車は一刻を争う消火活動に大変障害となります。日頃から注意してくださるよう、村民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

また、防火水槽については、自治会管理となっています。定期的に点検や掃除を行っていただき、スムーズな消火活動が出来るようご協力をお願いします。



- ※駐車禁止の消防施設
- 消火栓から5メートル以内
- 防火水槽の給水口や吸管投入孔から5メートル以内
- 指定消水利（プール等）から5メートル以内



水道料金を改定します

水道施設の適正な維持管理を図り、村民の皆様へ安心・安全な水を安定して供給するため、10月1日から水道料金を改定いたします。
※12月ご請求分より新料金を適用します。

【基本料金・メーター使用料】 単位：円

口径	現行(税別)			
	基本料金 (8㎡まで)	メーター 使用料	計	消費税相当額 8%
13mm	1,420	70	1,490	119
20mm	1,905	160	2,065	165
25mm	2,096	220	2,316	185
30mm	3,715	300	4,015	321
40mm	4,096	500	4,596	367
50cm	4,477	1,000	5,477	438



改定(税別)				
基本料金 (8㎡まで)	メーター 使用料	計	消費税相当額 8%	合計
1,500	80	1,580	126	1,706
2,000	170	2,170	173	2,343
2,200	240	2,440	195	2,635
6,000	320	6,320	505	6,825
9,000	530	9,530	762	10,292
14,000	1,200	15,200	1,216	16,416

【超過料金9m³~】 単位：円

現行(内税)		
料金(㎡当たり)	消費税相当額8%	合計
153	12	165



改定(外税)		
料金(㎡当たり)	消費税相当額8%	合計
161	12	173

第38回 大鹿村産業文化祭 出品についてのお願い

11月12日(日)に大鹿村交流センターにおいて、産業文化祭が開催されます。

皆さんが丹精込めて栽培された農産物(野菜・果物・豆類等)や日頃から公民館クラブなどで活動されている手芸、写真、書道などお披露目するには良い機会かと思ます。

是非皆さんの出品をよろしくお願い致します。

大鹿村産業文化祭実行委員会

総務課からのお知らせ

監査委員のお二人が 表彰を受けました

8月25日（金）長野市ホテル国際21で行われた長野県町村監査委員自治功労者表彰式及び研修会の席において大鹿村の二人の監査委員の方が県の表彰を受けられました。本年3月まで在職された峯澤守さんと現在も監査委員として活躍されております北島千穂さんのお二人に長年の監査委員としての活動に対して表彰をしていただいたものです。当日は、峯澤さんは都合が悪く欠席されましたが、北島さんは直接県の監査委員協議会長から表彰を受けられました。また、峯澤さんは後日大鹿村役場において村長より伝達されました。おめでとうございました。



知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主
建設業を営む方
対処となる労働者
建設業の現場で働く人

掛金

月額310円

★特長



◎国の制度なので安全、確実に申し込み手続きは簡単です。
◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。
◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続きの特例措置を実施しております。

☆建退共から事業主の皆様へのお願い

○共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。
○「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

建退共のホームページに、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制

度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください!!

建退共で検索!!

※詳細については、左記の建退共支部へお問い合わせ下さい。

【長野支部】

〒380-0082

長野市南石堂町1230

長建ビル内

☎026-228-7200

FAX 026-224-3061

必ずチェック最低賃金

長野県の最低賃金は

時間額 **795円**

(現行770円)

平成29年10月1日から適用

右記のとおり改定されましたので支払われている賃金を確認してください。

●お問い合わせ先

飯田労働基準監督署

☎0265-22-2635

長野労働局労働基準部貸金室

☎026-223-0555

総務課からのお知らせ

新しい行政相談委員に 神崎あさ子さん

行政相談委員として、この度、神崎あさ子さんが、総務大臣から委嘱されました。

「行政相談」とは、皆さんから、国の役所や独立行政法人及び特殊法人が行っている仕事に関する苦情や意見・要望をお聴きして、その解決や実現を図るものです。この身近な窓口が行政相談委員です。本村の行政相談は、偶数月の第3水曜日に役場の相談室で開催される定例相談日において相談に応じていきますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

実際の相談日は、事前に同報無線等でお知らせいたします。

なお、10月の定例相談日については左記の「秋の行政相談週間について」の欄に記載しておりますのでご承知ください。



秋の行政相談週間について 10月16日(月)～22日(日)

村では、この週間中の10月18日(水)に「行政相談所」を開設します。

行政相談制度は、国、県、村が行っている仕事への要望や苦情、意見などを住民の皆さんからお寄せいただき、その解決や実現を図ることを目的としています。

相談内容は、福祉、年金、消費者保護、農地、道路、どんな苦情、要望でも結構です。

〔行政相談〕 10月

- 日 時 10月18日(水)
午後3時から5時
- 会 場 保健福祉課相談室
- 相談員 神崎行政相談委員

*また、弁護士、司法書士、行政書士、税理士等の各種専門家が行政に係る相談だけでなく民事相談にも応じる一日合同行政相談が左記の日程で開催されますので相談のある方はご利用ください。

〔一日合同行政相談所〕

- 日 時 11月10日(金)
午前9時30分から午後0時30分

● 場 所

飯田市 飯田市役所 C棟3階
C311・C312・C313
会議室

● 相談機関

法務局、県、弁護士会、司法書士会、行政相談委員協議会など
*相談は無料で、相談内容等の秘密は固く守られますので、どうぞお気軽にご相談下さい。
(長野行政監視行政相談センター)

テレビ・ラジオの 受信障害に関するお知らせ

10月は、テレビ・ラジオ放送の受信障害の防止対策を推進する「受信環境クリーン月間」です。

テレビ・ラジオの電波は、家庭用・工業用電気製品から発生する電気雑音、テレビ受信用ブースターの異常発振、不法無線局からの強力な電波、高層建築物のビル陰による電波遮蔽など様々な要因により受診を妨害されることがございます。

特に、不法無線局から発射される強力な電波(不法電波)により、テレビ・ラジオなどが妨害を受けるケースにおいては、電波利用環境の悪化が懸念されています。

テレビがきれいに映らない、ラジオに雑音が入るといった電波に関することは、総務省信越総合通信局までお気軽にご相談ください(無料)。

● お問い合わせ先

総務省 信越総合通信局

★テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること
受信障害対策官

(☎026-234-9991)

★無線設備への混信・妨害及び違法な無線設備の情報に関すること
監視調査課

(☎026-234-9976)

★その他、情報通信の行政相談に関すること
総合通信相談所

(☎026-234-9961)

● ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>



募集

英語に親しもう！
フランス語も交えて！

今年も、英会話教室を開催します。今回はフランス語も交えての2カ国語に挑戦！講師の先生との会話を通じて、それぞれの言葉に親しみ、楽しみながらやりましょう。この機会にそれぞれの言葉に触れてみてはいかがでしょうか。

日程表

回数	開催日	時間	場所
1	10月20日(金)	午後7時～ 午後8時まで	交流センター
2	10月27日(金)		
3	11月2日(木)		
4	11月10日(金)		
5	11月17日(金)		
6	11月24日(金)		
7	12月4日(月)		
8	12月11日(月)		
9	12月18日(月)		
10	12月25日(月)		

※都合により、変更となる場合があります。その際はお知らせします。

研修講座を受けに行こう！ 公民館研修講座参加奨励金と 研修講座のご案内

- 講師 ヤニック先生
(大鹿村中学校ALT)
- 場所 交流センター
- 対象 小学3年生以上
(小中学生は保護者同伴)
- 持ち物 筆記用具等
- 連絡先 大鹿村公民館 ☎3912100

公民館では、長野県生涯学習推進センターや教育事務所などが主催する各種研修講座へ参加された皆さんに奨励金の給付をしています。

- 給付額 1講座参加につき一人1,000円
 - 対象者 大鹿村公民館が認める奨励金対象の研修講座を受講された方
 - その他
 - ・研修会場へは各自でお願いします。
 - ・受講後は大鹿村公民館までレポートの提出をお願いします。
 - 連絡先 大鹿村公民館 ☎3912100
 - 直近の対象研修講座(参加無料)
- 【一瞬懸命、今を生きる】
- 日時 10月21日(土)
午後3時15分～午後4時30分
 - 会場 長野市芸術館

- 講師 松山 三四郎氏
(タレント・長野大学福祉学部客員教授)
- 申込み 不要
- 【子どもも育つ、親も育つ、親子の絆を育むコミュニケーション】

日時 10月29日(日)
午後1時～午後3時30分
(受付…12時30分)

- 会場 小諸市市民交流センター
ステラホール
- 講師 山口 順子氏
(コーチングオフィス ジェイフィールド代表)

申込み 長野県生涯学習推進センター
☎0263-153-8822

- 内容 子どものよさを伸ばしながら、親も一緒に成長していくコミュニケーションを学ぶ。

【生きている生きてゆく、ビックパレット ふくしま避難所が教えてくれたこと】

日時 11月6日(月)
午前9時40分～午後0時
(受付…9時10分)

- 会場 長野県生涯学習推進センター
- 講師 天野 和彦氏
(福島大学つくしまふくしま未来支援センター 特任教授)

申込み 長野県生涯学習推進センター
☎0263-153-8822

- 内容 東日本大震災の当時、生きることを支える支援に取り組んだ天野氏にご講演いただく。

村税・料金納付のお知らせ

毎月の料金

- ケーブルテレビ
- 保育料
- 介護保険料
- 住宅料
- 後期高齢者医療保険料
- 水道料
- その他利用料等

10月はここ!!

課税月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
住民税普通徴収			1			2	3			4			年4回
固定資産税		1		2				3			4		年4回
軽自動車税	1												年1回
国民健康保険税	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	毎月

11月はここ!!

10月の口座振替 10月25日(水) 納付書納期限 10月31日(火)

11月の口座振替 11月27日(月) 納付書納期限 11月30日(木)

- ★引き落とし日の前営業日までに口座をご確認ください。
- ★納付書納付は、最寄りの金融機関又は役場会計にてお願いします。



2017年10月発行

TEL/FAX:(0265)39-2205 E-MAIL:mtl-muse@osk.janis.or.jp

四国の中央構造線露頭見学

9月19日(火)に日本地質学会学術大会(愛媛大会)^{じゆんけん えひめ}の巡検に参加し、愛媛県内の中央構造線の露頭をいくつか見学しました。四国の中央構造線の位置を図1に示します。図の中には、「中央構造線(地質境界)」(図1の破線)と「中央構造線活断層系」(図1の実線)の2種類の線が引かれていますが、これはいったいどういうことだ?と疑問に思われた方もあるかもしれません。



図1 四国の中央構造線の位置(産総研地質図NAVIをもとに作成)

構造線というのは、断層(=大地のずれ目)のうち、地質の境界となるものを指す言葉ですので、「中央構造線」といいますと、通常は図1の破線の位置にある「中央構造線(地質境界)」を指します。ただ、中央構造線は恐竜の時代に誕生してから現在までの長い歴史の中で、大地にかかる力の向きが変わったりすることにより、もとの断層から離れた場所にずれ目が現れることがあります。現在繰り返しているずれ目の方をまとめて「中央構造線活断層系」と呼んでおり、図1の実線の位置になります。四国から紀伊半島西部にかけての「中央構造線活断層系」の断層は、ずれ方が大きい活断層として知られています。ちなみに大鹿村のあたりでは、四国と比べるとずれ方が小さい活断層です。



写真1 湯谷口露头全景

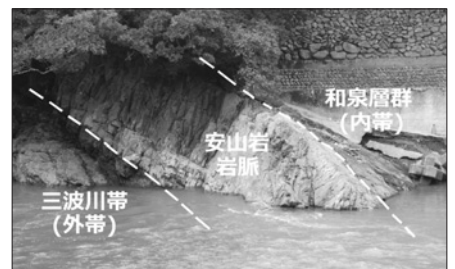


写真2 湯谷口露头の中山川左岸側

前置きが長くなってしまいましたが、今回の巡検では、最初に「中央構造線（地質境界）」の湯谷口露頭（写真1, 2）を見学しました。湯谷口露頭は、愛媛県西条市丹原町の中山川の河床にあり、愛媛県の天然記念物に指定されています。愛媛県の西側では、「中央構造線（地質境界）」と「中央構造線活断層系」は、最大で6 kmくらい離れています（図1）が、湯谷口露頭付近では、100m程度です。

中央構造線は、誕生時（9000万年前頃）は左横ずれ断層として活動し、その後、四国地方では、正断層（6000万年前頃）、逆断層（1800～1600万年前頃）、正断層（1400万年前頃）と変化し、現在は右横ずれをしているという説があります。つまり、断層のずれ方の4通り（図2）すべてを経験しているということになります。

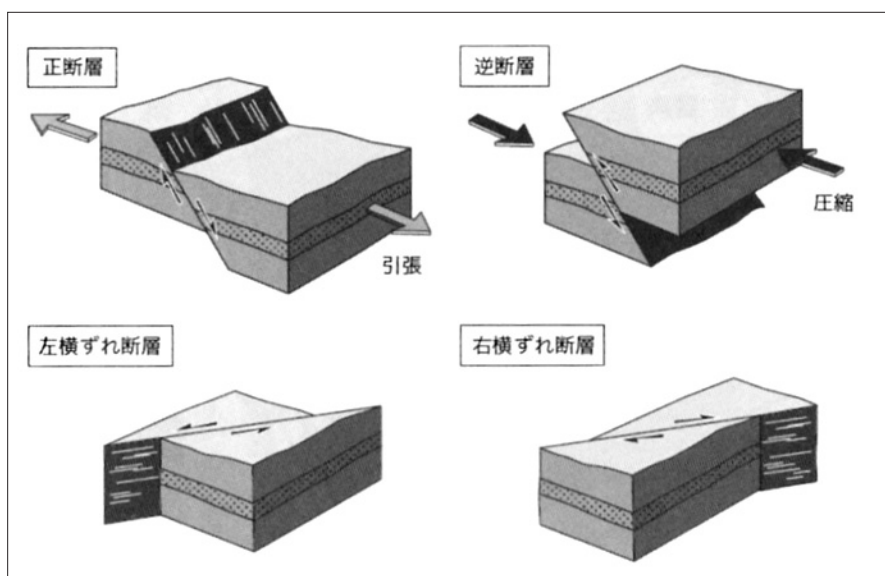


図2 断層のずれ方
（文部科学省小冊子「地震の発生メカニズムを探る」より）

湯谷口露頭では、このうち、6000万年前頃の正断層活動の時代の痕跡が断層粘土から見つかっています。また、1400万年前頃の正断層活動の時代に外帯と内帯の間に安山岩の岩脈（写真2）が貫入したのではないかと考えられています。

一方、現在は、湯谷口露頭では、ずれ動いておらず、100mほど北に位置する「中央構造線活断層系」の川上断層で右横ずれを繰り返していると考えられています。

湯谷口露頭から1 kmほど西にある臼坂地区では、川上断層を挟んで低い崖があることから、上下方向にも少しずれるようです。その崖の直下（写真3の中央部分）に穴を掘って調査が行われた結果、最近3回分の動いた跡が検出されました。他の場所の調査も併せて、川上断層が一番新しく動いたのは、西暦1405年～1780年の間と推定されています。（宮崎）



写真3 川上断層の断層崖

参考文献：池田ほか，2017，四国西部の中央構造線断層帯の地形と地質，地質学雑誌，123，445－470.
池田ほか，2014，四国西部の中央構造線断層帯川上断層の東部における完新世後期の活動履歴，活断層研究，40，1－18